

記載例 2

場所が異なる5つの花壇で、1口当たり3万円と1口当たり10万円を含む、計5口の協賛をご希望される場合

第1号様式

協 賛 申 出 書

令和〇年〇月〇日

(あて先)
仙 台 市 長

仙台市スポンサー花壇事業へ協賛しますので、次のとおり申し出ます。

企業・団体名称 代表者名又は個人名	フリガナ <u>カブシキガイシャ センダイタロウ</u> 株式会社 仙台太郎 ※押印不要
企業・団体等の 担当部署及び担当者名 (個人の場合は不要)	担当部署：総務部 担当者名：仙台 太郎
住所・電話番号 及び昼間の連絡先	住所：仙台市青葉区国分町 3-7-1 電話番号及び昼間の連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇/〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
協賛内容	スポンサー花壇事業に対する協賛金の出資
協賛年度	令和〇年度
協賛金額	<u>12</u> 万円 (1口当たり 3万円) (<u>4</u> 口) <u>10</u> 万円 (1口当たり 10万円) (<u>1</u> 口)
希望場所 複数場所の場合はそれぞれ記載	第1希望 <u>仙台駅前花壇①</u> (<u>1</u> 口) <u>仙台駅前フラワーポット③</u> (<u>1</u> 口) <u>青葉山公園②③</u> (<u>2</u> 口) <u>定禅寺通⑥</u> (<u>1</u> 口) ____ (____口) 第2希望 <u>仙台駅前花壇②</u> (<u>1</u> 口) <u>仙台駅前フラワーポット①</u> (<u>1</u> 口) <u>青葉山公園④⑤</u> (<u>2</u> 口) <u>定禅寺通⑤</u> (<u>1</u> 口) ____ (____口) 第3希望 _____ (____口) _____ (____口) _____ (____口) _____ (____口) _____ (____口)

希望場所には「場所名と番号」を記入します。例：「泉中央駅前③」

※申出の希望場所に多数の応募があった場合、申込期間終了後に抽選を行います。
その抽選に落選した場合、他の空きをご案内することがあります。
※裏面もご記入ください

第1号様式裏面

仙台市スポンサー花壇事業への協賛に係る確認

☒ 以下の確認事項について了承します。 ※了承する場合は☒チェックを入れてください

仙台市スポンサー花壇事業への協賛にかかる確認事項

(協賛内容)

- 1 スポンサーは、本花壇事業に対し1年度につき1口当たり3万円又は10万円の協賛金を仙台市に出資する。
(花壇)
- 2 花壇は、定禅寺通及び泉中央ペDESTリアンデッキの植栽帯、青葉山公園の花壇、仙台駅前ペDESTリアンデッキに設置するフラワーポット、仙台駅前ペDESTリアンデッキの花壇とする。
(花壇の維持管理)
- 3 仙台市は、花壇の維持管理について責任を負う。
(プレート)
- 4 仙台市は、スポンサーの名称等の掲載意向を確認した後、スポンサーの名称等を記載したプレートを花壇に設置する。
(協賛期間)
- 5 協賛期間は、申出日によらず申出の年度末までとする。
(協賛の中止)
- 6 次のいずれかに該当するとき及び納期限までに協賛金の納入がなかった場合は協賛を中止することができる。ただし、既納の協賛金は還付しない。
(1) スポンサーが協賛中止の旨の申出をしたとき
(2) スポンサーが協賛企業・団体としてふさわしくないと認められるとき
(その他)
- 7 疑義を生じたとき、または定めのない事項については、協議のうえ決定する。

申出資格確認

☒ 次の要件を満たしています。 ※次の要件を満たす場合は☒チェックを入れてください

【企業・団体の方】

- ① 政治的または宗教的目的を主とする企業・団体でないこと
- ② 仙台市広告掲載要綱第3条第1項第3号及び仙台市広告掲載基準第4条に規定する業種又は事業を営む企業・団体でないこと
- ③ 暴力団等と関係を有していないこと

【個人の方】

- ① 本市の市税を滞納していないこと
- ② 暴力団等と関係を有していないこと

市税納付状況確認

仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を百年の杜推進課が税務担当課に照会することに

☒ 同意します

☐ 同意しません

(証明書の添付が必要になります)

※該当するものを○で囲んでください。

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限りです。)を添付して申請してください(1通300円の手数料が必要です。)

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

- ・市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください(法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。)

<参考>仙台市広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- （2）風俗営業類似の業種
- （3）消費者金融
- （4）ギャンブルにかかるもの
- （5）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- （6）法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- （7）民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- （8）本市の市税を滞納している事業者
- （9）各種法令に違反しているもの
- （10）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの